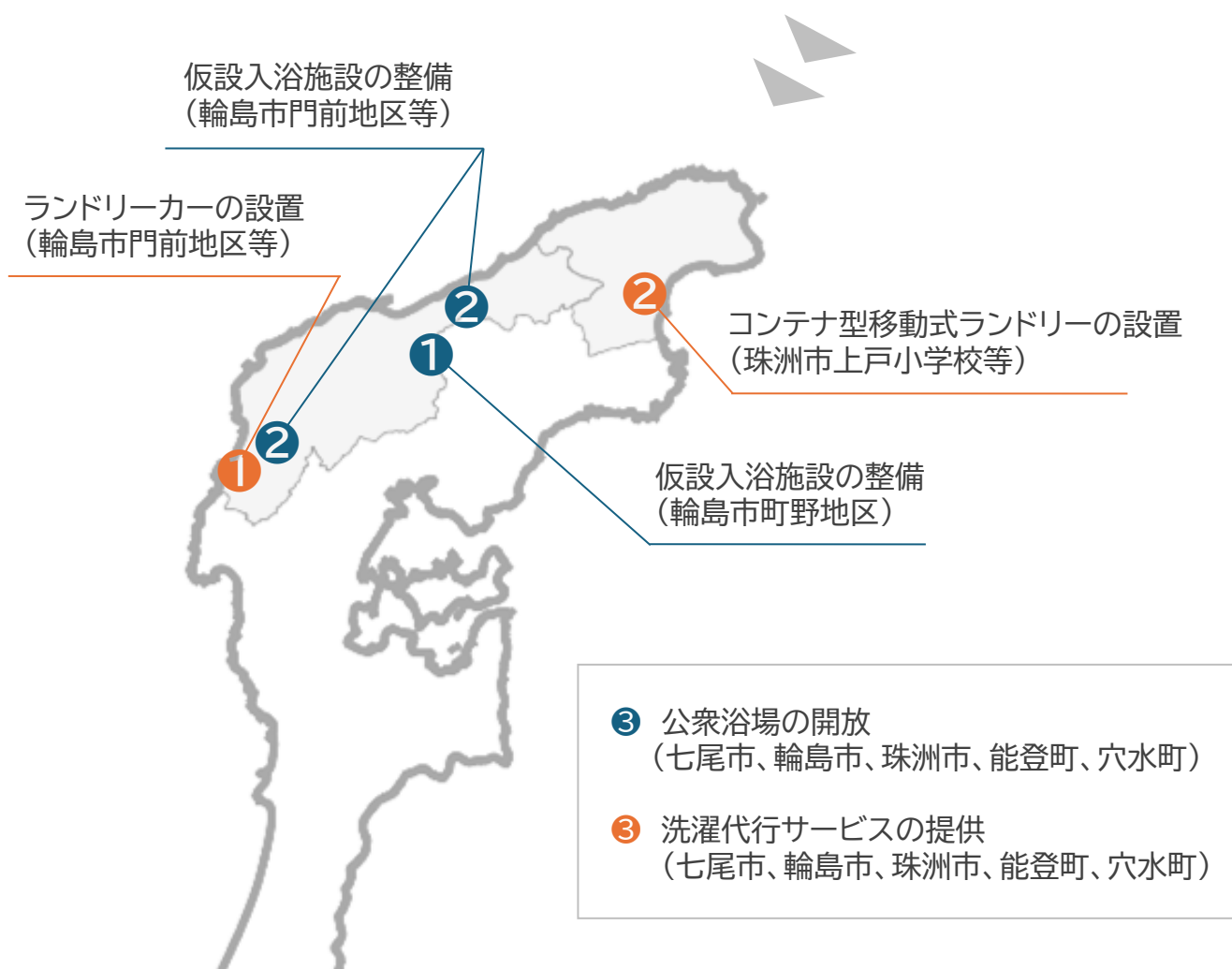

令和6年能登半島地震における 入浴支援、洗濯支援の 好事例集

令和8年3月
内閣府政策統括官(防災担当)付
食事支援担当参事官室

目次

はじめに	1
第1章 入浴支援	3
① 仮設入浴施設の整備(輪島市町野地区)	4
② 仮設入浴施設の整備(輪島市門前地区等)	8
③ 公衆浴場の無料開放 (七尾市、輪島市、珠洲市、能登町、穴水町)	12
入浴支援コラム:その他参考事例	16
第2章 洗濯支援	17
① ランドリーカーの設置(輪島市門前地区等)	18
② コンテナ型移動式ランドリーの設置 (珠洲市上戸小学校等)	22
③ 洗濯代行サービスの提供 (七尾市、輪島市、珠洲市、能登町、穴水町)	26
洗濯支援コラム:その他参考事例	30
参考資料	31

■ 本事例集における支援地域



はじめに

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震は、最大震度7を観測し、石川県を中心に甚大な被害をもたらした。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

令和6年能登半島地震では、石川県内の広範囲にわたり、長期にわたる断水が発生した。これにより、避難者は入浴や洗濯といった日常生活に不可欠な「生活用水」の確保が極めて困難な状況に置かれた。こうした状況の中、自衛隊による野外入浴施設の設置、公衆浴場の無料開放、民間企業・NPO等によるランドリーカーの派遣や洗濯代行サービスの提供など、行政・民間・ボランティアが連携し、多様な主体による入浴支援及び洗濯支援が展開された。



本事例集は、令和6年能登半島地震における入浴支援及び洗濯支援について、文献調査、被災自治体や支援団体へのヒアリングを通じて得られた情報を好事例としてとりまとめたものである。災害時に避難者の衛生環境と生活の質を確保するために、平時の備えから発災後の対応までを整理し、今後の災害対応に活用されることを目的としている。

平時から体制構築を行うことで、災害時における円滑な入浴支援及び洗濯支援の実施や、避難者の健康と衛生環境を守り、その後の生活再建を支える基盤となる。自治体においては、本事例集を参考に、地域の実情を踏まえた上で、関係事業者や支援団体との連携体制の検討・構築に取り組んでいただければ幸いである。

■ 石川県内6市町の避難者数・断水戸数・断水期間

自治体名	避難者数 (最大)	断水戸数 (最大)	断水期間
七尾市	約3,700人	約21,200戸	R6/1/1～R6/4/1
輪島市	12,834人	約11,400戸	R6/1/1～R6/5/31 ※「早期復旧困難地区」を除く
珠洲市	7,122人	約4,800戸	R6/1/1～R6/5/31 ※「早期復旧困難地区」を除く
能登町	5,505人	約6,200戸	R6/1/1～R6/5/2
志賀町	2,650人	約8,800戸	R6/1/1～R6/3/4
穴水町	3,991人	約3,200戸	R6/1/1～R6/3/4

出所:

石川県「被害等の状況について(第7報～第18報)」(令和6年1月3日～令和6年1月8日)

国土交通省「令和6年能登半島地震における被害と対応について(第113報)」(令和7年5月13日)

第1章 入浴支援



仮設入浴施設の整備 (輪島市町野地区)

輪島市では令和6年能登半島地震により発生した断水によって、避難者は入浴機会を得られない状況となった。そのため、輪島市が公益社団法人ピースボート災害支援センター(以下「支援団体」)に要請し、入浴支援を中長期にわたり実施した。専門的知見を活かし、避難者の生活環境改善に寄与した。

基礎情報

支援期間

令和6年5月30日～令和7年2月28日

支援場所

輪島市内(町野地区)

支援内容

仮設風呂の設置・運営

支援対象

輪島市内の避難所避難者、応急仮設住宅入居者



町野地区におけるテント型仮設風呂外観
(提供:公益社団法人ピースボート災害支援センター)

支援の概要

- ・ 輪島市では、多数の避難所が開設されたものの、避難者に対して十分な入浴機会を提供できていた。そこで、入浴支援の実績を有する支援団体が、輪島市との協議を経て支援を開始した。
- ・ 支援団体は、輪島市で避難所運営支援をはじめ、食事や物資、応急仮設住宅入居者支援など各種支援の調整窓口の運営等を担っていた。これらの活動実績から、輪島市は支援団体に対し入浴支援についても要請した。そのため、支援団体は、町野地区において避難者が利用できる入浴支援施設を設計・設置、避難者の浴場利用のための運営を行った。

支援の背景

自治体・避難所のニーズ

- ・ 輪島市では、令和6年4月時点では、約50箇所の避難所で約1,500人が避難生活を送っており、避難者の健康維持の観点から、中・長期的に入浴支援を行う必要があった。
- ・ 複数の避難所からアクセスしやすい場所に仮設風呂を設置し、入浴支援を実施したいと考えていた。

支援団体が実施していた他支援について

- ・ 入浴支援を行う前は、輪島市からの依頼で避難生活全般に関わるアドバイザーとして避難所の運営を担っていた。

各機関の役割

輪島市	支援方針決定、業務委託、インフラ整備
支援団体	避難所運営支援、入浴施設の設計・設営・運営、支援調整

支援の連携スキーム



支援にあたっての調整内容

① 輪島市と支援団体の役割分担調整

支援団体は災害対策本部会議のオブザーバーとして参画していたほか、テーマ別会議体にも参画しており、輪島市と迅速な情報共有を行える体制を確立していた。

② 入浴支援に関する調整

避難者の健康維持の観点から、中・長期的に入浴支援を行う必要があったため、輪島市は支援団体に入浴支援を要請した。支援団体は仮設シャワーと浴場機能を組み合わせた仮設風呂を、設置・運営した。

③ 輪島市と支援団体の契約形態

入浴支援に係る一連の業務（入浴施設の設計・設営・運営）を市が支援団体へ委託した。

支援を行う上での工夫

運営体制

- ① 支援団体の現地責任者が運営全体の統括を担当。
- ② 高齢の利用者が多い地域のため、衛生管理・転倒防止の観点から仮設風呂には安全管理者を1名配置。
- ③ 清掃・受付、輪島市と支援団体の双方の意向として、地元の雇用創出を重視し地元でスタッフを募集し対応。

その他の工夫

- ① 寒さ対策として、テント型に加え、出入り口にコンテナも追加設置した。
- ② 利用者のヒートショック防止を実施。

取組の
ポイント

- ✓ 避難者の健康維持の観点から、中・長期的に入浴支援を行う必要があったため、輪島市は避難所において運営支援を行っていた支援団体に入浴支援を依頼した。
- ✓ 依頼を受けて、支援団体は仮設シャワーと浴場機能を組み合わせた仮設風呂を設置・運営した。

■ 支援の経過

発災 R6/1/1

調整 R6/1/5

支援団体による
避難所支援開始

- 1月5日、支援団体が輪島市で支援を開始。

R6/5/13 - 5/29

仮設風呂の設計・設営

- 5月13～29日に仮設風呂の設計・設営。

支援 R6/5/30 - R7/2/28

入浴支援

- 5月30日、仮設風呂の利用開始。
- 9月に発生した奥能登豪雨により、設置した仮設風呂が被災。一時休業も17日後再開。
- 令和7年2月28日、仮設風呂の運営終了。
- 令和7年3月末、避難所を閉所。
- 令和7年4月以降、支援調整を業務委託、継続的な伴走支援を実施。

伴走支援を実施



町野小学校避難所(提供:輪島市)



ふれあい健康センター避難所(提供:輪島市)

■ 事例における成果と課題

支援者 | 支援団体

成果

- 発災後より長期的に入浴支援を行い、避難者の健康維持に貢献した。
- 他の入浴支援の終了を見越し、輪島市と連携して約2週間で仮設風呂の設計・設営を完了させ、避難者への切れ目のない入浴支援を実現した。

課題

- 利用者の安全管理や衛生管理、健康への配慮が求められるため、そのような専門知識を有する人材による管理体制が必要。
- 仮設風呂の設置にあたり、排水が行える場所であるかどうかの確認、降雪・積雪や強風、融雪等、地域の気候特性と災害リスクを考慮する必要があった。

受援者 | 輪島市

成果

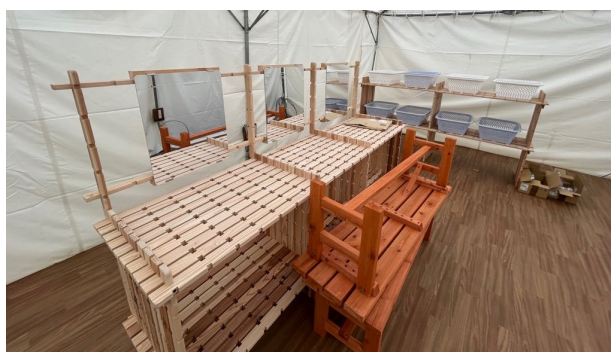
- 避難者に対して中・長期的に入浴機会を確保し、避難者の健康維持に寄与した。
- 仮設風呂が住民同士の再会や交流の場となり、地域コミュニティの維持に寄与した。

課題

- 設置した仮設風呂が令和6年9月の奥能登豪雨で被害を受けたため、予め災害リスクの低い安全な場所を選定する必要がある。
- 人員不足のため、入浴支援に市職員を担当させることが困難であった。



町野地区におけるテント型仮設風呂内部
(提供:公益社団法人ピースポート災害支援センター)



町野地区における脱衣所(提供:輪島市)

■ 教訓

- 輪島市が実施する災害対策本部会議やテーマ別会議に支援団体が参画していたことで、迅速な情報共有を行える体制を確立できた。
- 利用者の安全管理や衛生管理、健康への配慮が求められるため、それらを担うことができる専門知識を有する人材との関係性を平時から確保する必要がある。
- 仮設風呂の設置にあたり、排水が行えるかの確認、降雪・積雪や強風、融雪等、地域の気候特性と災害リスクを考慮する必要がある。

仮設入浴施設の整備 (輪島市門前地区等)



輪島市では令和6年能登半島地震により発生した断水によって、避難者は入浴機会を得られない状況となった。そのため、輪島市が特定非営利活動法人Vネット(以下「支援団体」)に要請し、小規模および大規模の入浴施設を段階的に設置・運営し、避難者の生活環境改善に寄与した。

基礎情報

支援期間

令和6年1月2日～6月20日(入浴支援は令和6年1月15日～6月20日)

支援場所

輪島市内(浦上避難所・諸岡避難所・もんぜん児童館・マリントウン)

支援内容

入浴支援(小規模・大規模仮設風呂)

支援対象

輪島市内の避難所避難者、在宅避難者等

支援の概要

- ・ 輪島市では、多数の避難所が開設されたものの、避難者に対して十分な入浴機会を提供できずにいた。そこで、入浴支援の実績を有する支援団体が、輪島市との協議を経て支援を開始した。
- ・ 支援団体は、はじめに浦上避難所・諸岡避難所に小規模な仮設風呂を設置し、その後、もんぜん児童館・マリントウンに大規模な仮設風呂を設置した。
- ・ 支援団体は、長期の断水下においても入浴機会を確保し、避難者の健康維持に寄与した。避難所避難者や近隣地域の在宅避難者等が利用し、両施設あわせて累計約10万3,000人が利用した。

支援の背景

自治体・避難所のニーズ

- ・ 発災当初から、避難者から入浴ニーズが寄せられていた。
- ・ 自宅が断水したことにより、在宅避難者からも入浴機会の提供を求める声が寄せられていた。

支援の経緯

- ・ 支援団体は避難者から寄せられた入浴ニーズを受けて、浦上避難所・諸岡避難所の2か所で仮設風呂による入浴支援を開始した。

各機関の役割

輪島市	入浴施設の設置協力、設置場所の指定、水・電気・灯油の提供、委託契約
支援団体	入浴施設の設計、設置、運営

支援の連携スキーム



支援にあたっての調整内容

- ・ 避難者から寄せられた入浴ニーズを受けて、支援団体は1月15日より浦上避難所と門前避難所の2か所で小規模な仮設風呂による入浴支援を開始していた。
- ・ その後、小規模の仮設風呂で培ったノウハウを活用し、避難所避難者だけでなく在宅避難者が利用することを考慮して、もんぜん児童館とマリンタウン避難所において大規模な仮設風呂による入浴支援を開始した。その際、排水の確保を踏まえた設置場所の調整を輪島市と行った。

支援を行う上での工夫

運営体制

- ① 最低2名、通常3名体制で受付・運営を実施。
- ② 避難者を運営スタッフとして雇用した。

その他の工夫

- ① 運営者が比較的取扱いやすい、作動スイッチのオンオフと温度調整でお湯を沸かすことができる灯油式給湯器を活用した。
- ② 仮設風呂の資材は、石川県漁業協同組合やホームセンター等で入手可能なものを使用しているため、迅速な設置・補修が可能であった。
- ③ 滑り止めマットや浴槽に手すりを設置するなど、利用者の安全面に配慮した。
- ④ 仮設風呂の設置にあたり、排水機能が使用可能で、排水溝まで水を流せる傾斜がある場所を選定した。

取組の ポイント

- ✓ 東日本大震災以降の災害対応経験で培った、仮設風呂設置・運営のノウハウを活かした運営。

■ 支援の経過

発災 R6/1/1

支援 R6/1/15 - R6/6/20

入浴支援
(浦上避難所、門前避難所)

R6/4/14 - R7/2/28

入浴支援
(もんぜん児童館・マリンタウン)

■ 1月2日、支援団体が輪島市に到着。

■ 1月11日、浦上避難所において設置準備。

■ 1月15日～6月10日、入浴支援を実施。

■ 1月18日、門前避難所において設置準備。

■ 1月22日～6月20日、入浴支援を実施。

■ 4月14日、もんぜん児童館において設置準備。

■ 4月22日～令和7年2月28日、入浴支援を実施。

■ 4月27日、マリンタウンにおいて設置準備。

■ 5月2日～令和7年2月28日、入浴支援を実施。

※浦上避難所・門前避難所に設置された小規模な仮設風呂は、もんぜん児童館・マリンタウンに設置された大規模な仮設風呂の稼働開始と避難者の応急仮設住宅への入居開始に伴い、支援を終了した。

■ 事例における成果と課題

支援者 | 支援団体

成果

- 長年の災害対応経験で得たノウハウを活用し、短期間で安全に配慮した仮設風呂を設置・運営することができた。
- 要配慮者が安全に利用できるよう、滑り止めマットや手すりを設置した。

課題

- 仮設風呂設置には1～2週間程度要することから、設置完了までは可搬式シャワー等を活用した入浴支援を検討する必要がある。

受援者 | 輪島市

成果

- 避難所生活が長期化する中で、避難者の入浴機会が確保され、衛生環境を維持できた。
- 仮設風呂が住民同士の再会や交流の場となり、地域コミュニティの維持や避難生活を送る中での孤立感の軽減に寄与した。
- 介助を必要とする要配慮者の入浴時間を設けることで、要配慮者の入浴機会を確保した。

課題

- 人員不足のため、入浴支援に市職員を担当させることが困難であった。



マリントウンの仮設風呂外観(提供:特定非営利活動法人Vネット)



マリントウンの仮設風呂内部(提供:輪島市)

■ 教訓

- 迅速かつ円滑に入浴支援が行えるよう、発災当初から支援団体の役割の明確化や、受援自治体側の支援を担当する部署をあらかじめ整理、確認しておくことが重要である。
- 仮設風呂の資材は現地で入手可能なものを使うことで、迅速な設置・補修が可能であった。石川県漁業協同組合やホームセンター等で調達。
- 仮設風呂の設置には1～2週間程度を要するため、設置完了までの間は可搬式シャワーの活用による切れ目のない入浴支援を実施することで、避難者の健康維持に寄与する。
- 仮設風呂を早期に設置・運営するには事前に排水場所をリストアップしておくことが必要。

公衆浴場の無料開放 (七尾市、輪島市、珠洲市、能登町、穴水町)



令和6年能登半島地震により発生した断水と下水道被害により、避難者は入浴機会を得られない状況となった。そのため、石川県公衆浴場業生活衛生同業組合(以下「県組合」)は、県組合に加盟する公衆浴場による入浴支援(無料開放)を実施した。

基礎情報

支援期間

令和6年1月1日～令和7年3月31日

支援場所

石川県内の組合に加盟する公衆浴場

支援内容

避難者に対する無料入浴支援

支援対象

避難所避難者、在宅避難者等

支援の概要

- ・ 発災当初から、公衆浴場は自主的に避難者への入浴支援を開始した。
- ・ 入浴支援の実施にあたり、受付時の利用者情報の確認、利用者名簿や石川県への費用請求の申請書の作成等の事務手続きは、各公衆浴場が担当した。

支援の背景

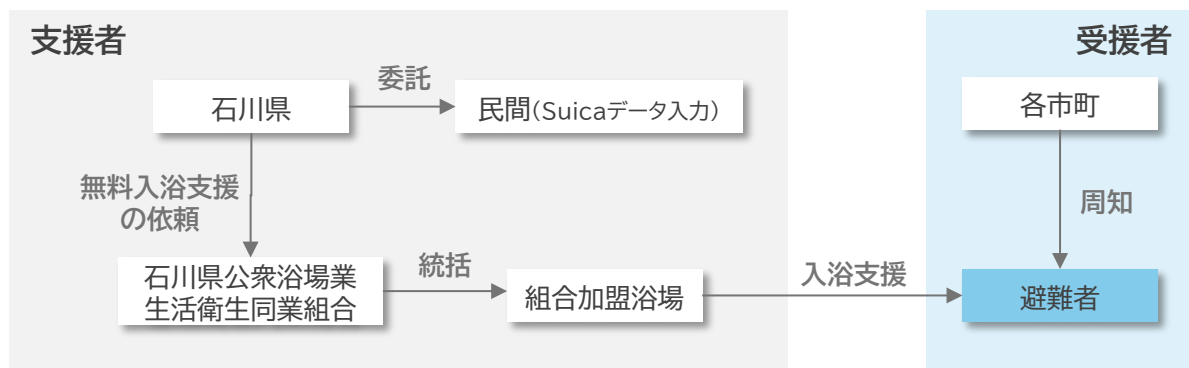
自治体・避難所のニーズ

- ・ 断水により、入浴が行えない状態が続き、避難者の衛生環境の悪化が深刻な課題となっていた。

各機関の役割

石川県	支援スキームの検討・構築、費用支弁
県組合	加盟浴場への周知、支援調整、石川県との協議
公衆浴場	入浴機会の提供、利用者の受付、費用請求等の事務手続き

支援の連携スキーム



支援にあたっての調整内容

① 石川県と県組合との調整

- 入浴支援開始時期や対象範囲について協議を行い、当時の県公衆浴場入浴料金統制額(協力公衆浴場の平常時の入浴料金)を契約単価とした。
- 入浴支援を行う浴場では、受付で利用者に対し、罹災証明書等の確認のほか、利用者名簿の作成や費用請求に係る作業等の業務を行っており、事務負担の軽減が求められていた。そのため、石川県と県組合で調整し、様式変更が実現した。

② 石川県によるSuicaの導入

利用者識別のため、Suicaを導入した(データ分析は民間業者に委託)。

支援を行う上での工夫

運営体制

- 申請書様式を個人単位から家族単位へ変更し、事務負担の軽減を図った。
- 一部浴場において、Suicaを活用した利用者情報のデジタル管理を実施した。



Suicaの導入(提供:石川県)

取組の ポイント

- ✓ 現場の声による事務負担の軽減(様式改訂・Suica導入等)。
- ✓ 発災直後からの入浴支援実施。

■ 支援の経過

発災 R6/1/1

支援 R6/1/1 – R7/3/31

県組合と浴場による
入浴支援の実施

- 発災当日から、浴場は自主的に入浴支援を開始。
- 1月25日、石川県から県組合へ正式に入浴支援の実施依頼。
- 1月26日、石川県からの正式依頼に基づき、県組合による入浴支援を開始。
- 以降、避難所の閉鎖などを受け、段階的に支援体制を縮小。
- 令和7年3月31日、輪島市の最後の避難所閉所に伴い、支援が終了。

■ 事例における成果と課題

支援者 | 石川県・県組合

成果

- 発災直後から、入浴について、浴場が短期間で体制を整えたことで、避難者の健康維持に寄与した。
- 浴場は入浴支援の場にとどまらず、避難者同士の再会や交流の場として機能した。

課題

- 多くの人の利用によって燃料費がかかり、支援を続けることが困難になった浴場も存在した。
- 公衆浴場では、利用者の受付確認や利用者名簿等書類の作成等を行っており、負担が浴場側に集中し、通常の営業体制では対応困難な状況が生じた。

受援者 | 各市町（珠洲市、能登町）

成果

- 断水下においても、避難者の入浴機会が確保され、衛生環境を維持できた。
- 浴場が住民同士の再会や交流の場となり、地域コミュニティの維持や避難生活を送る中での孤立感の軽減に寄与した。

課題

- 石川県が県組合からの要請を起点に主導したため、市町が制度設計や運営に十分に関与できず、石川県と市町の間で役割分担が明確でなかった。

■ 教訓

- 公衆浴場が受付業務や書類作成を担う体制となっていたため、事務手続きの負担軽減が課題であるため、Suicaの導入などによる利用情報の識別、人数の集計といった作業をDX化すること等有効な手段を予め決めておく必要がある。
- 入浴支援を迅速かつ円滑に行えるよう、自治体内において役割分担を明確にしておくとともに、支援団体との連携や情報共有体制を予め決めておく必要がある。

入浴支援 コラム

その他参考事例

参考事例 01

小規模分散型水循環システムの提供 (WOTA株式会社)

- ・能登地域の避難所において、断水時にも使用できる水循環型シャワーシステムが活用された。
- ・令和6年1月4日より順次、石川県6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、能登町、穴水町、志賀町)の避難所における入浴支援の一環で、県内の断水が長期化した地域において水循環型シャワーシステム約100台が展開された。

出所:WOTA社HP <https://wota.co.jp/>



小規模分散型水循環システムの外観
(提供:WOTA株式会社)

参考事例 02

移動式ミストサウナ車による支援者支援 (トヨタ自動車株式会社)

- ・珠洲市の避難所及び社会福祉協議会の敷地において、民間事業者のミストサウナが搭載された車両が活用された。市内指定避難所においては、大谷小中学校への支援頻度を高く継続的に対応した。またその他の場所では指定や自主避難所に関わらず、入浴に困窮している被災者を支援した。
- ・ポータブル電源と少量(約1L/人)の水で利用が可能である。着替えスペースや、洗髪シャワー、ドライヤーが車内に備え付けられている。
- ・避難者だけでなくDMATをはじめとした支援者にも使用され、1人当たり20分の利用で約25人/日が利用した。



移動式ミストサウナ車(提供:トヨタ自動車株式会社)

出所:移動式ミストサウナ NUKUMARU HP <https://nuku-maru.jp/>

第2章 洗濯支援



ランドリーカーの設置 (輪島市門前地区等)

輪島市では令和6年能登半島地震により発生した断水によって、避難者は洗濯機会を得られない状況となった。そのため、WASHハウス株式会社(以下「支援事業者」)が所有するランドリーカーによる洗濯支援が実施された。

基礎情報

支援期間

令和6年1月27日～令和6年3月10日

支援場所

輪島市内(門前町グランドゴルフ場、輪島市武道館)

支援内容

ランドリーカーによる洗濯・乾燥支援

支援対象

輪島市内の避難所避難者、在宅避難者等



ランドリーカーの様子(提供:WASHハウス株式会社)

支援の概要

- 市内の避難所では、飲料水を確保できたが、入浴や洗濯等に利用する生活水の確保が困難な状況であった。
- そのような状況を受けて、輪島市が正式に事業者に要請した。その後、支援事業者は輪島市へ所有するランドリーカーでの支援を決定し、支援事業者の社員を現地に派遣して運営を行った。
- 1月27日から支援を開始し、約1,600組が利用した。当初、支援期間は1か月の予定であったが、現地の状況やニーズを踏まえて輪島市と協議し、3月10日まで、43日間の支援を行った。

支援の背景

自治体・避難所のニーズ

- 避難所では、断水により洗濯が行えない状況が続き、衣類や寝具の衛生環境の悪化が深刻な課題となっていた。
- 特に冬季の寒冷な時期は、厚手の衣類や毛布の洗濯ニーズが高く、避難者の健康維持や避難所生活の質の向上の観点からも、早急な洗濯環境の整備が求められていた。

各機関の役割

輪島市	設置場所の調整、排水場所の許可、住民への周知、費用の支弁
支援事業者	設置場所の調整、移動式ランドリーカーの提供・運搬、洗濯支援の現場運営

支援の連携スキーム



支援にあたっての調整内容

- ① 排水：排水可能な設置場所を事前に輪島市と協議し、確保した。
- ② プロパンガス：事業用プロパンガスには「LPガス販売事業者等が30分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制の確保※1」という供給規制があり、現地のガス会社からは道路事情から対応が困難である旨返答があった。これを受け、関係機関で調整の結果、特例が認められ、供給が実現した。
- ③ 道路：トラックが通行可能なルートについて、石川県と事前に確認を行い、具体的なルートの指示を受けた。また、雪道のため、スタッドレスタイヤを装着し、支援先まで向かった。

必要となる調整事項

- ① 給水の確保（洗濯への利用）
- ② 排水先の確保（洗濯水を排水する場所）
- ③ 燃料の確保（洗濯乾燥機を動かす発電機に使用する軽油、乾燥機に使用するプロパンガス）
- ④ ランドリーカーの通行・移動の許可（支援元から支援先までの移動方法）
- ⑤ 支援者の宿泊場所の確保（支援者の活動拠点）

※1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第二条第一項三号ロ
「保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として三十分以内に到着し、所要の措置を行うことができる体制を確保すること。」
とあり、LPガス販売事業者等に対し、保安確保の観点から、緊急時対応として、保安業務に係る一般消費者等の供給設備及び消費設備には原則として30分以内に到着し、バルブの閉止等の所要の措置を行うことができる体制を確保することを求めている。
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/07/20220715.html

支援を行う上での工夫

運営体制

- ① 社員4名体制で1週間交代のローテーション制を採用し、通常業務と両立しながら43日間の長期支援を実現した。
- ② 過去の長野市・人吉市での被災者支援の経験に基づき考案した整理券及び管理表を事前に作成しておき、利用者に整理券を配布し、時間帯ごとに利用者を振り分け、1日最大42組分の洗濯・乾燥に対応した。

その他の工夫

- ・ 輪島市が防災無線を活用して「洗濯支援の実施場所・整理券配布の時間」を放送し、広く市民へ周知を行った。

取組の ポイント

- ✓ 各避難所へ洗濯・乾燥機が設置されるまでの間、必要な地域に先行してランドリーカーを導入し、避難者の洗濯ニーズに対応した。

■ 支援の経過

発災 R6/1/1

調整 R6/1/15 - 1/26

支援環境の整備

- 支援事業者が所有するランドリーカーの提供について打診。
- 支援事業者がランドリーカーの設置にあたり必要となる調整事項(給水・排水先、燃料の確保、ランドリーカーの通行・移動の許可、支援者の宿泊場所)を提示し、関係機関が調整して洗濯支援の環境を整備。
- 1月25日に宮崎市を出発、26日に輪島市門前町に到着し、設置準備。

支援 R6/1/27 - R7/3/10

洗濯支援

- 1月27日、門前町グラウンドゴルフ場にて支援開始。利用者に整理券を配付する方式で、1日最大42組に対応。
- 2月8日、門前町グラウンドゴルフ場に応急仮設住宅を建設するため、輪島市武道館駐車場へ拠点を移動。
- 輪島市からの依頼で、当初予定していた支援期間を延長し、3月10日までの計42日間(2月7日は移動のため休止)、1,661組の洗濯・乾燥を実施して、支援を終了。

■ 事例における成果と課題

支援者 | 支援事業者

成果

- 過去の被災地支援の経験に基づき考案された、利用者に整理券を配付する方式の導入により、42日間で1,661組の洗濯・乾燥を実施できた。
- 日頃からの防災訓練への参加や車両や洗濯乾燥機のメンテナンス等を徹底していたことにより、短期間で被災地へ移動することができた。
- 自走式のトラックであったため、活動拠点の移動にも柔軟に対応できた。

課題

- 洗濯作業や維持管理等の業務に対し、避難者への対応に多く人手を割くこととなり、通常業務を行う社員の派遣調整に苦慮した。

受援者 | 輪島市

成果

- 各避難所へ洗濯・乾燥機が設置されるまでの間、必要な地域に先行してランドリーカーを導入し、洗濯ニーズに対応した。

課題

- 市職員のマンパワーが不足していたため、ランドリーカーにおいて受付・住民対応等を担当する職員を配置できなかった。

■ 教訓

- 稼働可能な移動式ランドリーカーは、避難所へ洗濯・乾燥機が設置されるまでの先行的な支援として有効であった。
- 利用者に整理券を配付する方式の導入により、6台の洗濯機で1日最大42組に対応できる効率的な運営を実現した。また、整理券の番号と同じ番号の洗濯物を返す仕組みとすることで、取り違えることを防止した。
- 長期支援を行うためには、支援に係る条件の整理や、自治体側の人員協力体制の構築が重要である。



整理券による運営の様子
(提供: WASHハウス株式会社)



コンテナ型移動式ランドリーの設置 (珠洲市上戸小学校等)

珠洲市では令和6年能登半島地震による断水と下水道被害により、避難者は洗濯機会を得られない状況となった。そのため、同市の対口支援を担当した兵庫県養父市の調整によって、山本運輸株式会社(以下「支援事業者」)が所有するコンテナ型移動式ランドリーによる洗濯支援を実施した。

基礎情報

支援期間

令和6年1月24日～令和6年6月24日

支援場所

珠洲市内(上戸小学校、宝立小中学校)

支援内容

コンテナ型移動式ランドリーによる
洗濯・乾燥支援

支援対象

珠洲市内の避難所避難者



コンテナ型移動式ランドリーによる洗濯支援(提供:養父市)

支援の概要

- 兵庫県が珠洲市の対口支援を担うこととなり、兵庫県養父市がコンテナ型移動式ランドリーの派遣を申し出た。養父市は従前より支援事業者との間で災害協定を締結していたため、支援事業者が保有するコンテナ型移動式ランドリーの提供を受け、珠洲市と養父市の連携のもとで、洗濯支援を開始した。
- 1月24日から6月24日にかけて、5か月間にわたり支援が行われた(第1期:上戸小学校(1月24日～3月24日)、第2期:宝立小中学校(3月25日～6月24日))。3月末までは養父市職員が運営し、4月以降は珠洲市シルバー人材センターが運営を引き継いだ。

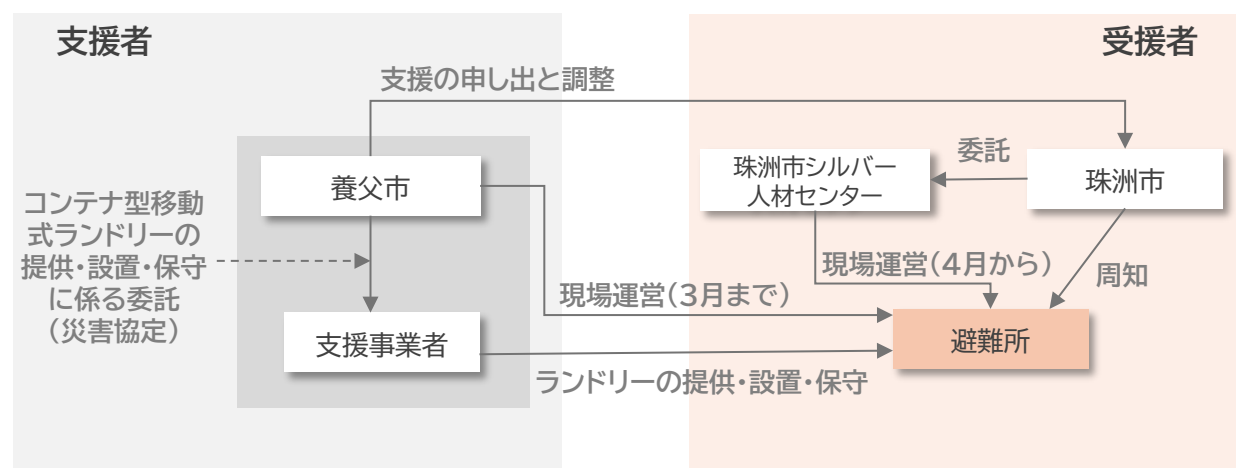
支援の背景

自治体・避難所のニーズ

- 避難所では、断水により洗濯が行えない状態が続き、衣類や寝具の衛生環境の悪化が深刻な課題となっていた。
- 洗濯支援の実施にあたり、水の確保に加え、浄化槽や下水道の被害状況が把握できない中での排水場所の確保が課題となっていた。

各機関の役割	
珠洲市	設置場所の確認・提供、住民周知、養父市との連携、4月以降の費用負担・運営移行
養父市	支援事業者へコンテナ型移動式ランドリーの提供委託、職員による現場運営、珠洲市との連携
珠洲市シルバー人材センター	4月以降の現場運営
支援事業者	コンテナ型移動式ランドリーの提供・設置・保守

支援の連携スキーム



支援にあたっての調整内容

- ① 排水
下水道の使用が困難な状況の中、上戸小学校が合併浄化槽を備えており比較的損壊が少なかったことから、支援場所として確保された。
- ② 設置場所
ジャッキアップ、給水タンク・燃料・排水設備の設置等を支援事業者が担った。支援拠点の移動(宝立小中学校)にあたっては珠州市と支援事業者との間で直接調整した。
- ③ 費用
協定に基づき、養父市が支援事業者と委託契約を締結した。

支援を行う上での工夫

運営体制

- ① 養父市は、支援事業者と災害協定を締結し、実災害においてコンテナ型移動式ランドリーを稼働させた実績もあり、連携体制を事前に構築し、迅速な支援開始を可能にした。
- ② 養父市は、職員を2名1組体制で23クール(1クール:5泊6日)・計46名を派遣した。

現地調整

養父市側と珠洲市側それぞれの調整・連絡窓口を一本化し、情報が交錯しない体制を構築した。

取組の ポイント

- ✓ 支援者側・受援者側の窓口を双方1名に一本化し、調整業務を効率化。

■ 支援の経過

発災 R6/1/1

運搬設置 R6/1/22 - 1/23

養父市の支援
申し出と調整

- 養父市が珠洲市の対口支援を担うこととなり、養父市は協定締結先である支援事業者と協力した洗濯支援の実施を申し出た。
- 1月18日、養父市の珠洲市への派遣が正式決定。

コンテナ型移動式ランドリー
設置作業

- 1月22日に養父市を出発し、23日に上戸小学校に到着し、設置作業を実施。

支援 R6/1/24 - 6/24

洗濯
支援

R6/1/24 - 3/24

上戸小学校
運営:養父市

- 1月24日、上戸小学校で洗濯支援を開始。洗濯機9台を稼働。

R6/3/24 - 6/24

宝立小中学校
運営:珠洲市シルバー
人材センター

- 4月の上戸小学校再開に向けて避難所を閉鎖するに伴い、宝立小中学校へ移動。
- 3月末で養父市職員の派遣・運営を終了し、4月以降は珠洲市シルバー人材センターが運営を引き継ぎ。
- 6月24日、支援を終了。

■ 事例における成果と課題

支援者 | 養父市・支援事業者

成果

- 養父市と支援事業者との協定締結や、実災害においてコンテナ型移動式ランドリーを稼働させた実績があったため、迅速に支援を開始できた。

課題

- 甚大な下水道被害が発生している状況下における、排水先の確保が課題であった。
- 厳冬期における支援活動であったため、携帯電話の結露による故障や悪路走行によるパンク等、想定外の事象が発生した。

受援者 | 珠洲市

成果

- 断水下で洗濯が困難な状況が続く中、発災から約3週間でコンテナ型移動式ランドリーによる洗濯支援を受けることができ、避難者の衛生・生活環境が改善された。
- 調整・連絡窓口を一本化したことで、情報が交錯しない体制を構築できた。

課題

- 下水道の利用が困難な状況での排水先確保が課題であった。
- 他の災害対応業務が逼迫していたため、洗濯支援に人員を割くことができず、支援者任せとなっていた。

■ 教訓

- 協定の締結や実災害での対応経験が、発災時の迅速な支援開始の鍵となる。
- 支援者側、受援者側それぞれの調整・連絡窓口を一本化することは、情報の交錯を防ぎ、効率的な支援の実現に有効な手法である。
- 平時から、水の確保や排水等が行えるような、洗濯支援に適した場所を把握しておく必要がある。



洗濯代行サービスの提供 (七尾市、輪島市、珠洲市、能登町、穴水町)

令和6年能登半島地震により発生した断水と下水道被害により、避難者は洗濯機会を得られない状況となった。そのため、石川県が、石川県クリーニング生活衛生同業組合(以下「県組合」)に依頼し、県組合に加盟するクリーニング店(以下「クリーニング店」)による洗濯代行サービスを実施した。

基礎情報

支援期間

令和6年3月1日～令和6年6月24日

支援場所

七尾市、輪島市、珠洲市、能登町、穴水町の指定避難所

支援内容

避難所を巡回し、洗濯物を回収、洗濯・乾燥、返却

支援対象

対象地域(七尾市、輪島市、珠洲市、能登町、穴水町)の
避難所避難者及び一部避難所では在宅被災者



洗濯物の回収
(提供:石川県クリーニング生活衛生同業組合)

支援の概要

- 1月30日に、避難所のニーズを踏まえ、県組合が石川県に対し、洗濯支援を要望した。その後、3月1日から県組合による支援が開始された。
- 洗濯代行サービスの利用希望があった指定避難所に、組合に加盟するクリーニング店が車で避難所を巡回して洗濯物を回収し、洗濯・乾燥後、返却する方式で実施した。
- 対象地域は、七尾市、輪島市、珠洲市、能登町、穴水町の指定避難所であった。

支援の背景

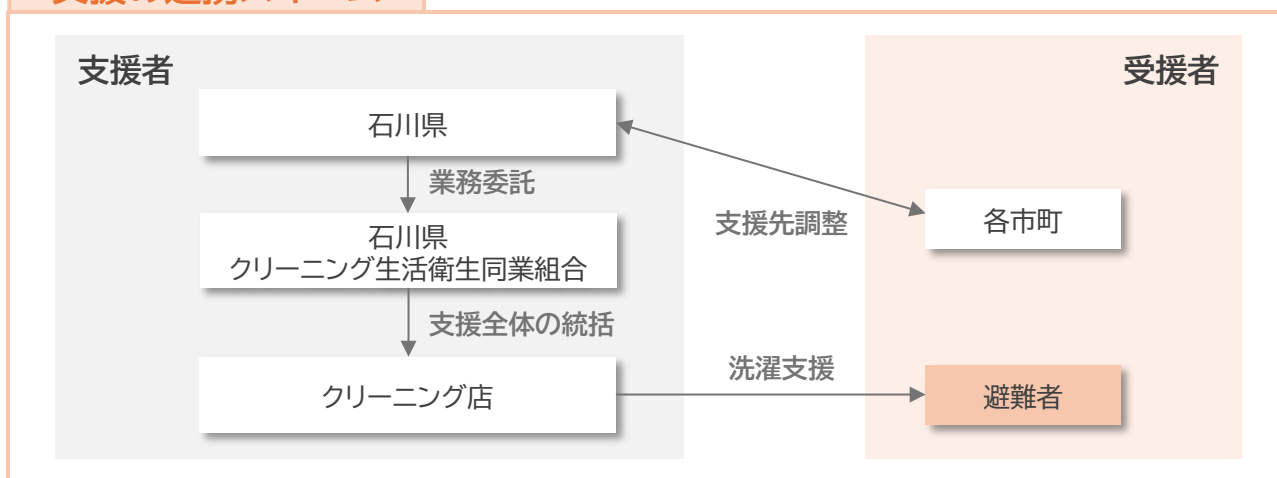
自治体・避難所のニーズ

- 避難所では、断水により洗濯が行えない状態が続き、衣類や寝具の衛生環境の悪化が深刻な課題となっていた。

各機関の役割

石川県	支援スキームの検討・構築、対象市町からの支援希望とりまとめ、費用支弁
県組合	支援全体の統括
支援を受けた自治体 七尾市・輪島市・珠洲市 ・能登町・穴水町	石川県からの確認に対し支援要望を表明
支援事業者	避難所において洗濯物の回収、洗濯乾燥、返却

支援の連携スキーム



支援にあたっての調整内容

① スキーム構築

避難所のニーズを踏まえ、県組合が、1月30日に石川県薬事衛生課へ洗濯費用支援を要望し、3月1日から支援が開始された。洗濯代行サービスの利用希望があった指定避難所に、クリーニング店が車で避難所を巡回して洗濯物を回収し、洗濯・乾燥後、返却する方式で実施した。

② 費用負担

県組合が支援実績に基づき県に費用を請求する仕組みとした。

③ 料金設定

県と組合が協議して、袋1つあたりの単価を設定した。

支援を行う上での工夫

運営体制

県組合が支援全体を統括し、各クリーニング店に必要情報を周知する体制をとった。

回収・受渡し方式

- ① 週2回の頻度で避難所を巡回して回収・返却を実施した。
- ② 県組合側で洗濯物を入れる専用の袋を用意し、利用者は洗濯物を入れて、利用していた。
- ③ 洗濯物が入った袋を回収後、加盟クリーニング店が車で避難所を巡回して洗濯物を回収し、洗濯・乾燥後、返却していた。

取組の ポイント

- ✓ 支援先自治体の避難所ニーズに応じた洗濯代行サービスの提供。

■ 支援の経過

発災 R6/1/1

調整 R6/1/30 - 2/28

スキーム構築・運用準備

- 1月30日、避難所のニーズを踏まえ、県組合が石川県に対し、洗濯費用支援を要望。
- 2月10日、石川県との調整。
- 石川県が5市町(七尾市、輪島市、珠洲市、能登町、穴水町)から支援の希望をとりまとめ。

支援 R6/3/1 - 6/24

洗濯支援

- 3月1日、運用を開始。
- 支援を希望する指定避難所に、加盟クリーニング店が車で避難所を巡回し、洗濯物を回収・洗濯乾燥・返却を実施。
- 6月24日、サービスを終了。



大屋小学校での洗濯物回収
(提供:石川県)



洗濯の様子(提供:石川県クリーニング生活衛生同業組合)



■ 事例における成果と課題

支援者 | 県組合

成果

- 遠方のコインランドリー等へ洗濯に行くことが難しいといった、避難者の事情・洗濯ニーズに対応した支援を行うことができた。
- 避難所の実態や被災地域の道路事情を踏まえ、有効な運営手法の設計を行うことができた。
- 令和6年9月の奥能登豪雨の際には、令和6年能登半島地震時に構築したスキームを活用し、速やかな対応を実現できた。

課題

- 支援開始初期は日用品(タオル・パジャマ等)が中心であったが、支援の長期化に伴い、ワイシャツやセーター等のドライクリーニング品や被災家屋にあった衣類等が出されるようになった。
- 下着類はクリーニング業法上の「指定洗濯物」に該当し、保健所に届け出た事業者しか取り扱いえないこととなっている。災害支援では当然下着類も対象になるが、この制約により依頼先が限定された。

受援者 | 支援を受けた自治体(七尾市・輪島市・珠州市・能登町・穴水町)

成果

- 遠方のコインランドリー等へ洗濯に行くことが難しい避難者への洗濯支援が可能となった。

課題

- 避難所職員が不在にしている時に洗濯代行サービスが行われることがあり、受援自治体側が実態を把握できないことがあった。

■ 教訓

- 自治体と県組合との間で、災害時の協定を締結するなどして、平時から関係構築をしておくとともに、事前に支援内容や費用負担等について取り決めておくことで、迅速かつ円滑に支援を開始することが重要である。
- 支援開始初期は日用品(タオル・パジャマ等)が中心であったが、支援の長期化に伴い、ワイシャツやセーター等のドライクリーニング品や被災家屋にあった衣類等が出されるようになったことから、洗濯物の受入れ範囲を事前に決める必要がある。
- 下着類はクリーニング業法上の「指定洗濯物※2」に該当し、保健所に届出を行った事業者しか取り扱いえない。災害時の洗濯支援において、下着類を取り扱うことは当然あり得るため、平時から届出がなされた事業者を自治体が把握しておく必要がある。

※2 クリーニング業法 第三条第三項五号 及び クリーニング業法施行規則 第一条第一項一号～五号

指定洗濯物は「伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物を取り扱う場合においては、その洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。」とあるため、営業者側での衛生措置が求められる。施行規則で、おむつ、パンツ、手ぬぐい、タオルなどが指定洗濯物に該当する。

<https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000100035>

洗濯支援 コラム

その他参考事例

参考事例 01

洗濯機・乾燥機の寄贈・手配

- ・ 民間事業者や団体から寄贈された洗濯機・乾燥機を避難所に設置し、避難者の洗濯環境を確保する事例があった。
- ・ 輪島市では、NPO団体等からの洗濯機の寄贈、市によるガス式乾燥機のレンタル等、寄贈品と行政の手配を組み合わせた支援が行われた。

参考事例 02

避難所への生活用水浄化装置の提供 (クリタック株式会社)

- ・ 七尾市、輪島市の計4か所の避難所において、民間事業者の生活用水浄化装置が活用された。
- ・ プールや沢の水をろ過し、温水シャワーや洗濯機等に利用された。自然分解性の洗剤類を使用することで排水が自然環境に影響しないよう配慮した。



生活用水浄化装置によるプール水の浄化の様子(提供:クリタック株式会社)



浄化した生活用水をシャワーや洗濯に利用する様子(提供:クリタック株式会社)



出所:クリタック社HP
<https://www.kuritac.co.jp/>

參考資料

避難所の確保及び生活環境の整備等について(依頼)(令和6年1月1日) (1/3)

府 政 防 第 8 号
令和6年1月1日

石川県 災害救助担当主管部(局)長 殿
石川県 防災(避難所・福祉避難所)担当部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当) 付
参事官(避難生活担当)

避難所の確保及び生活環境の整備等について(依頼)

令和6年能登半島地震による災害により、多数の者が継続的に救助を必要としているところであり、必要に応じて、可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、避難所における生活環境を早急に整えることが重要である。

特に、高齢者や障害者等の要配慮者については十分な配慮が必要である。

このため、災害救助法を適用した市町村での避難所の生活環境の整備等について、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(令和4年4月改定)」等を参考としながら、下記のことに留意の上、十分な配慮をお願いしたい。

記

1. 避難所の設置

避難所を開設する場合には、指定避難所の被災状況、周辺火災の延焼等の二次災害の可能性、危険物の有無などの安全面を直ちに確認の上、指定一般避難所、指定福祉避難所を設置すること。その際、設置した指定避難所の数では不足する場合には、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げ等により避難所を確保すること。

2. 避難所の生活環境の整備等

避難所の衛生的な環境の維持や避難者の健康管理のための十分な体制を確保するとともに、次の設備や備品等を整備し、被災者に対するプライバシーの確保、寒さ対策、入浴及び洗濯の機会の確保等を図るなど、生活環境の改善等を講じること。なお、整備に当たっては、原則としてリースを基本とするが、必要に応じて購入による整備も可能であること。また、停電により暖房機器が使用できない場合に備えること。

- ① 簡易ベッド(代用品等を含む。)、畳、マット、カーペット、毛布
- ② マスク、消毒液等
- ③ 間仕切り用パーティション、段ボールベッド、仮設スロープ

避難所の確保及び生活環境の整備等について(依頼)(令和6年1月1日) (2/3)

- ④ テレビ、ラジオ、暖房機器
- ⑤ 公衆電話、公衆ファクシミリ
- ⑥ 仮設トイレ、障害者用ポータブルトイレ
- ⑦ 仮設洗濯場（洗濯機、乾燥機等の借上料等を含む。）、簡易シャワー・仮設風呂
- ⑧ 仮設炊事場（簡易台所、調理用品等）
- ⑨ その他必要な設備備品

3. 福祉避難所の設置

社会福祉施設等や公的宿泊施設等の協力を得て、実質的に福祉避難所として開設するなどの措置を講ずるとともに、ホテル・旅館等を活用し、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者が避難する場合は、実質的に福祉避難所として活用することに努めること。また、一般の避難所については、要配慮者のニーズを把握し、福祉避難スペースを設けるなどの必要な対応を行うこと。

- （注）福祉避難所については、避難所の災害救助費の基準額（1人1日あたり 340 円）に特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。特別な配慮のために必要な通常の実費については、以下の費用を想定している。
- ・ 概ね 10 人の対象者に 1 人の相談等に当たる介護員等を配置するための費用
 - ・ 高齢者や障害者等に配慮したポータブルトイレ等の借上げ費用
 - ・ 日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材の購入費

4. 炊き出しその他による食品の給与

炊き出しその他による食品の給与を実施する場合は、長期化に対応して、管理栄養士等を必要に応じて雇い上げるなどして、メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者や病弱者に対する配慮等、質の確保について配慮すること。

5. 在宅避難者への物資・情報等の提供

被災した方には、在宅避難や親戚や知人の家等への避難を検討していただくよう促したところであり、在宅等で避難生活を送っている場合も考えられる。避難所は、在宅避難者が必要な物資・情報を受け取る場所という役割もあり、避難所に取りに来られた在宅避難者に必要な物資・情報等を提供すること。

6. 特別基準の設定

災害救助法による救助については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準」（平成 25 年内閣府告示第 228 号。以下「一般基準」という。）に基づき実施されているところであるが、被災状況等によっては、一般基準では対応できない場合もあることから、特別基準を設定することが可能であるので、幅広くご相談いただきたい。

なお、ホテル・旅館等を避難所として開設した場合の費用については、室料・食事料等を含めた基準額として、1 人 1 泊税込み 7,000 円以内としているので、留意すること。

避難所の確保及び生活環境の整備等について(依頼)(令和6年1月1日) (3/3)

(参考)

- 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和4年4月改定）
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204kankyokakuho.pdf>
- 避難所運営ガイドライン（令和4年4月改定）
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204hinanjo_guideline.pdf
- 避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（令和4年4月改定）
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2204hinanjo_toilet_guideline.pdf
- 福祉避難所の確保・運営ガイドライン（令和3年5月改定）
https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/r3_hinanjo_guideline.pdf
- 災害救助事務取扱要領（令和4年7月）
https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/pdf/kyuujou_b1.pdf

避難所利用者の入浴等の支援について(留意事項)(令和6年1月11日)

事 務 連 絡
令和6年1月11日

石川県 災害救助担当主管部(局)長 殿
石川県 防災(避難所・福祉避難所)担当部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当) 付
参事官(避難生活担当)

避難所利用者の入浴等の支援について(留意事項)

令和6年能登半島地震による災害により、災害救助法が適用された市町村での避難所の生活環境の整備等について、避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、衛生的な環境の維持や避難者の健康管理のための十分な体制を確保するとともに、入浴の機会の確保等を図るなどの対策を講じるよう、お願いしております。

また、避難所には、そこで避難生活をしている避難者だけでなく、やむを得ず避難所に滞在することができない避難者も利用しており、停電や断水により、入浴できない被災者が来ることもあります。

このための支援策として、住民を含む避難所利用者が、民間のホテル・旅館等で入浴、宿泊等した場合の費用についても、貴県と内閣府との協議により、災害救助費の避難所の設置のため支出できる費用の支弁対象になります。

今回の災害において万全を期すため、改めてお伝えするとともに、管内の災害救助法適用市町村に対して、この旨を周知していただきますよう、お願いいたします。

なお、厚生労働省から関係団体(全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会及び全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会)あてに被災自治体から協力依頼があった場合について、別添のとおり依頼文が発出されていることを申し添えます。

避難所における洗濯機会の確保について(令和6年1月22日)

事務連絡
令和6年1月22日

石川県 災害救助担当主管部（局）長 殿
石川県 防災（避難所・福祉避難所）担当部（局）長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

避難所における洗濯機会の確保について

内閣府においては「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等において、避難所における生活環境の整備のため、洗濯の機会確保等を講じることを周知しています。（別添：「避難所の確保及び生活環境の整備等について（依頼）」（令和6年1月1日府政防8号））

また、災害救助法を適用した市町村での避難所の洗濯機会の確保について、災害救助事務取扱要領においては、避難所の設置、維持及び管理に要する経費として、洗濯機・乾燥機等の設置に要する経費を国庫負担の対象としているところです。

貴県管内において、断水が続いている地域の避難所において洗濯機会の確保が喫緊の課題となっている場合、例えば、当該避難所において、救助の実施主体である県又は委任を受けた市町村が、クリーニング事業者等に対して避難者の衣服等のクリーニングを依頼することで、避難者に対して洗濯の機会を確保することも、国庫負担の対象となります。

今回の災害対応において万全を期すため、お伝えするとともに、管内の避難所を設置している市町村に対して、この旨を周知していただきますよう、お願いいたします。

災害時における入浴支援の実施に向けた連携の強化について(令和6年8月5日)

事務連絡
令和6年8月5日

各都道府県防災主管部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（避難生活担当）

災害時における入浴支援の実施に向けた連携の強化について

平素より防災行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、災害が発生した場合における避難所の良好な生活環境の確保に向け、「避難所運営ガイドライン」（平成28年4月（令和4年4月改定）内閣府（防災担当））等を作成し、適切な避難所運営を行っていただくよう依頼してきたところです。当該ガイドラインにおいては、入浴は体を清潔にし、ストレス解消にも効果があることから、既存の入浴施設の活用等、状況に応じて適切な対応を検討するようお願いしております。

避難所における避難者の入浴機会の確保にあたっては、平時から自治体と民間の入浴施設事業者が緊密に連携しておくことも有効な手段の一つとなります。実際に、県と生活衛生同業組合との間で災害時の入浴支援の提供に関する協定を締結した例（別添1）や、事前の協定は締結していないものの、日頃から情報共有していたことが、災害時における円滑な入浴支援の実現につながった例（別添2）があります。

つきましては、こうした事例も参考にしつつ、各自治体において、避難所における避難者の入浴機会の確保のため、協定の締結等による入浴施設事業者との連携の強化について検討を進めていただきますようお願いいたします。なお、都道府県におかれましては、市町村のみでは必要な施設数の確保といった対応が困難な場合も想定されるので、都道府県単位での協定締結を検討ください。

また、災害救助法が適用されている場合、避難所における避難者に入浴機会を提供するための入浴施設の入浴料については、災害救助法による国庫負担の対象となります。

管内各市町村の防災主管部局に対しても、本事務連絡の内容について周知していただきますようお願いいたします。

発災時における生活用水の確保を円滑に行うための防災担当部局と水道事業者の事前防災にかかる連携について(令和7年6月26日) (1/3)

事務連絡
令和7年6月26日

各
〔 都道府県 防災担当部局
都道府県 水道行政担当部(局)
国土交通大臣認可 水道事業者 〕 御中

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)付
国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室

発災時における生活用水の確保を円滑に行うための
防災担当部局と水道事業者の事前防災にかかる連携について

令和6年能登半島地震では、水道が甚大な被害を受け、飲料水の他に、トイレや入浴、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などに欠かせない「生活用水」の確保が困難となりました。

このことから、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について(報告書)」(令和6年11月中央防災会議 防災対策実行会議 令和6年 能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ)において、各関係機関は、応急給水活動状況や給水ニーズ、応急給水先の情報を共有し、応急給水支援を行う体制を構築すべきである旨、指摘されているところです。

これを受け、「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月(令和6年12月改定)内閣府(防災担当))において、市町村等は、平時からタンク、貯水槽、防災井戸等の整備に努めておき、衛生的な水を継続的に確保することとされております。

つきましては、防災担当部局及び水道事業者において、発災時における生活用水の確保を円滑に行うため、事前防災に係る連携について、下記の事項を踏まえて対応を進めていただくようお願いいたします。

また、各都道府県におきましては、貴管内の市区町村防災担当部局及び都道府県知事認可の水道事業者に本件を周知いただくとともに、事前防災にかかる連携について検討が進むよう支援をお願いいたします。

発災時における生活用水の確保を円滑に行うための防災担当部局と水道事業者の事前防災にかかる連携について(令和7年6月26日)(2/3)

記

1. 発災時における水の確保において、飲料水の確保や、被災者がトイレ、入浴、洗濯等で利用する生活用水の確保は重要であり、それに備えて、平時から、地方自治体内において、避難生活支援を担う防災担当部局と応急給水を実施する水道事業者（以下「両部局」という）との間で事前防災について、連携を図ることが重要であること。

2. 具体的には、両部局で連携して、水道事業者が発災時の応急給水先とする、避難所や支援拠点（「在宅・車中泊避難者の支援の手引き」34頁参照）を平時から決めておくことが適当であること。

両部局は、避難所や支援拠点の関係部局と連携して、水道事業者の応急給水を行うための体制を事前に構築することが重要であること。その際、発災時に、水道事業者の応急給水先となる避難所や支援拠点において、給水車の稼働効率を高めるため、給水車からの給水を一時的に貯める仮設水槽等を平時から用意しておくことが適当であること。

発災時における効率的な応急給水のため、水道事業者が避難所や支援拠点で利用可能な防災井戸等の水源の情報を把握していない場合には、防災担当部局は可能な範囲で当該情報を水道事業者に共有することが適当であること。

水道事業者は、平時より、水道の危機管理マニュアル等で設定した被害想定に基づく水道の復旧期間等を防災担当部局に共有するとともに、応急給水に必要な給水車等を配備しておくことが重要であること。

なお、水道事業者が、給水車等により飲料水として避難所に応急給水した水については、利用者の判断で供給時から生活用水として利用することも可能であること。

3. 防災担当部局は、避難生活における良好な生活環境の確保のため、避難所や支援拠点でトイレ等が利用できるよう、発災後の生活用水の確保・供給に平時から努めることが重要であること。

なお、災害救助法は発災後の対応が対象となるため、事前対応となる仮設水槽の購入は対象とならないこと。

発災時における生活用水の確保を円滑に行うための防災担当部局と水道事業者の事前防災にかかる連携について(令和7年6月26日) (3/3)

4. 防災井戸の登録制度の活用や新規の井戸整備等について、防災担当部局が担当する場合は、「災害時地下水利用ガイドライン」(令和7年3月 内閣官房水循環政策本部事務局、国土交通省水管理・国土保全局水資源部)を参考にされたい。

水道事業者が給水車の追加配備を行う場合は、国土交通省が所管する防災・安全交付金の基幹事業である、水道総合地震対策事業の活用が考えられること。加えて、基幹事業と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業(仮設水槽の整備等)を実施する場合は、同交付金の効果促進事業の活用が考えられること。

また、水道事業者における給水車等の整備については、令和7年度から創設される公営企業債(防災対策事業)の活用が考えられること。

以上

避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針(令和6年12月改定) 抜粋

11 生活用水の確保

- (1) 飲料水の他に、トイレや入浴、避難所の清掃、洗濯、器材の洗浄などの用途に欠かせない「生活用水」の確保が必要になる。飲料水は支援物資として確保されるが、その他の用途の水についても、感染症の防止等、衛生面の観点から、分散型の生活用水の確保として、平時からタンク、貯水槽、防災井戸等の整備に努めておき、衛生的な水を継続的に確保すること。
- (2) 入浴支援を行う NPO や民間温浴施設等の関係事業者との協定の締結、避難所との送迎のためのマイクロバス等の確保、シャワーや仮設風呂の設置のための資機材の備蓄、洗濯キットの備蓄、クリーニングサービスの提供のためのクリーニング事業者との協議、水循環型シャワー等の新技術の活用を検討など、入浴機会や洗濯機会が確保されるよう平時から準備しておき、災害発生時には速やかに対応すること。
- (3) スフィア基準に沿って、入浴施設（シャワー、仮設風呂等）を 50 人に 1 つ設け、男女別に提供するようにすること。

避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン(チェックリスト)(令和6年12月改定) 抜粋 (1/2)

14. 入浴

ポイント

入浴は体を清潔にし、ストレス解消にも効果あり

解説

特に水害等で汚水に侵された場合等は、感染症等の予防の為に、シャワー等で汚れを落とす必要があります。また、既存の入浴施設の活用や仮設風呂の調達等、状況に応じて適切な対応を検討しましょう。仮設風呂等においては、水分補給や前後の健康チェックについても配慮しましょう。

質の向上の実現のために

仮設風呂等については、手すりが無いものや、滑りやすい等の制約もあり、脆弱性の高い高齢者等には適さない物もあるため、入浴支援者の確保が必要になります。高齢者施設、旅館・ホテルなどの入浴施設の活用や、施設までの輸送手段（バス）等の確保も検討しましょう。スフィア基準においては、入浴施設を50人に1つとすることが示されており、避難所開設時から仮設浴場等を設置して入浴環境を確保しましょう。（参考資料4参照）



チェックリスト

14. 入浴

項目 番号	仕事	いつ				★主担当 ◎ 担当 ○ 支援 を記入	指示 したか	確認 したか	協働する団体等
		準備	初動	応急	復旧				
対策項目 1 入浴対策を検討する									
1-1	旅館・銭湯等の民間事業者との協定締結を実施する	◎				商工担当	☐	☐	
1-2	汚水に侵された時は汚れ落としを実施する		◎	○		地域住民	☐	☐	
1-3	体を拭くための使い捨てタオル等を確保する			○		商工担当	☐	☐	
1-4	シャワーを浴びることができる環境を確保する				○	商工担当、避難所運営委員会	☐	☐	
1-5	仮設風呂の資機材の備蓄等、風呂に入ることができる環境を確保する	◎			○	商工担当	☐	☐	
1-6	シャワー・風呂の前後の健康管理に留意できる環境を確保する				○	避難所支援班、保健担当等	☐	☐	
1-7	入浴施設と避難所の送迎のためのマイクロスバス等を確保する	○		○		商工担当			

避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン(チェックリスト)(令和6年12月改定) 抜粋 (2/2)

13. 衣類

ポイント

自立して衣類を確保できる環境を目指す

解説

着の身着のまま避難してきた被災者に対しては、衣類の配慮をしましょう。下着の確保に始まり、性別や年齢などに応じた衣類の確保に努めます。状況が落ち着けば、被災者自らが洗濯できる環境を整えることを目指しましょう。

質の向上の実現のために

善意から「古着」等が避難所に送られてくることがありますが、衛生状態がわからなかったり、サイズがそろわなかったりと、現実的には活用できないことが多くなっています。自宅等の被災により衣服が持ち出せない、地域では購入できない状況に備え、地方公共団体が手配し、被災者に支給する方法も検討しておきましょう。

また、過去の被災地では、衣料品販売事業者からの寄付に助けられた好事例があった一方で、妊婦用、介護用の下着や衣類が不足しがちでした。衣類を手配する際には、このようなニーズの把握にも努めましょう。

チェックリスト

13. 衣類

項目 番号	仕事	いつ				★主担当 ◎ 担当 ○ 支援 を記入	指示したか	確認したか	協働する団体等
		準備	初動	応急	復旧				
対策項目 1 衣類確保のための留意点									
1-1	避難者の属性に応じた下着類を確保する		◎	○		商工担当	☐	☐	
1-2	体や季節に合った衣類を確保する			○		商工担当	☐	☐	
1-3	仮設洗濯場（洗濯機・乾燥機）を確保する				○	商工担当	☐	☐	
1-4	洗濯干し場を確保する（女性用の洗濯干し場を確保する）				○	避難所運営委員会	☐	☐	
1-5	洗濯洗剤等洗濯キットを備蓄・確保する	○			○	商工担当	☐	☐	
1-6	コインランドリーとの巡回バスやランドリカーを確保する	○			○	商工担当	☐	☐	
1-7	クリーニングサービスの提供のためのクリーニング事業者と協議する	○			○	商工担当	☐	☐	